

発議第1号

令和2年3月19日提出

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者
議会運営委員会委員長 唯有 幸明

国東市議会委員会条例の一部改正について（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由 国東市行政組織体制が変更されるため、本条例を改正する。

国東市議会委員会条例の一部を改正する条例

国東市議会委員会条例(平成18年国東市条例第241号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、契約検査課」及び「のうち」を削り、同項第2号中「人権・同和対策課」を「人権啓発・部落差別解消推進課」に改め、「高齢者支援課」の次に「、総合支所地域振興課」を加え、同項第3号中「上下水道課」の次に「、まちづくり推進課」を加え、「のうち地域産業建設課」を「地域振興課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。